

ねつとわーくあしや

～新型コロナウイルス対策！！芦屋町商工会経営相談窓口の日程について～

○開設時間 : 午前10時～正午/午後1時～4時

○相談時間 : 1時間程度

○場 所 : 芦屋町商工会内相談室

○相談内容 : 主な相談内容

家賃支援給付金、新型コロナウイルス感染症の影響による

経営相談、その他

○相談料 : **無料**

○その他 : **ご希望の際は、事前に事務局へお電話をお願いいたします**

○お問合せ : 芦屋町商工会 ☎ [093-222-2111](tel:093-222-2111)

○開設日 : 下記カレンダーの黄色枠が開催日です。

11月開催日 (黄色枠)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月開催日 (黄色枠)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

芦屋町ブランド認定制度について

現在、芦屋町では町独自のブランド品を確立、特産品を増やし広く周知したいという考えのもと、「芦屋町ブランド金賞選定委員会」が発足されました。

それにともない、第一回目の金賞商品を選定するため商品の募集が開始されました。

応募期間：令和2年10月16日（金）～令和2年11月30日（月）
 見事、「金賞受賞商品」に選ばれた際は、芦屋町が

- ・町内外のイベントでの出品
- ・ふるさと納税返礼品メニューへの追加
- ・広報あしや・町HPでの周知・PR
- ・町からのお土産持参の際の積極的活用 等

「金賞受賞商品」が積極的にPRされることとなります。

申請書は芦屋町役場産業観光課、または芦屋町商工会にご用意しておりますので、皆様奮ってのご応募お待ちしております。



出品 産品 募集中

Ashiya brand certified products

2020年度「芦屋町ブランド認定金賞」は誰の手に!!

「芦屋町ブランドを確立したい!!」「芦屋町の特産品をもっと世に出したい!!」「芦屋町の特産品をもっと増やしたい!!」という強い思いから、「芦屋町ブランド金賞選定委員会」が発足しました。第1回目の金賞を目指し、ぜひご応募お待ちしております。

選定の流れなど

- 1 申請書に記入し事務局に提出
- 2 一定の審査を行い「芦屋町ブランド認定品」に認定
- 3 「芦屋町ブランド認定品」の中から、金賞を審査
- 4 「金賞受賞商品」を積極的にPR!!

申請期間
令和2年10月16日（金）～令和2年11月30日（月）

申請用紙
申請用紙については、下記窓口から入手下さい。
① 芦屋町役場HP
② 芦屋町役場 産業観光課商工観光係
③ 芦屋町商工会
④ 芦屋町観光協会

お問い合わせ
芦屋町 産業観光課商工観光係
TEL093-223-3542

注意!

～商工会の名をかたった勧誘行為について～

最近、何者かが商工会の名をかたり事業者の方へ電話勧誘をおこなう事案が発生しております。

商工会の名をかたっていることから詐欺行為の可能性があるので、このような事案が発生した際はできる限り相手の名前・電話番号等を控え、商工会へ連絡されるとともに最寄りの警察署への相談等の対応をお願いいたします。



福岡県中小企業生産性向上支援センター センター長 安松 智

県内企業でモノづくりやサービスを経験してきた技術者が、皆様の生産性向上の取組みを、現地現物、成果が定着するまで、何でも訪問して支援します。ご利用は**無料**ですので、まずはご相談ください。補助金・融資制度も併設しています。

福岡県中小企業生産性向上支援センター

【問い合わせ・申込み先】TEL: 092-292-8890 FAX: 092-292-8688
 HP: <https://www.f-seisanseikojo.jp> E-mail: info@f-seisanseikojo.jp



福岡県新型コロナウイルス感染防止対策助成金について

重要!

現在、福岡県が飲食店および、接待を伴う飲食店（名称にかかわらず客の接待を伴うもの）・酒類の提供を行う飲食店・酒類の提供を行うカラオケ店を対象に新型コロナウイルス感染防止対策助成金として、感染防止対策のための購入に要した一部の経費を一定額補助する制度を開始しております。
詳しくはこちらまで、

福岡県 飲食店向け新型コロナ

検索

【お問い合わせ】
福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局
【問い合わせ】コールセンター
TEL：0120-110-193
受付時間 9：00～17：00 12/29～1/3 を除く、
土日祝日も受付

福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金

新型コロナウイルス感染防止対策を行う飲食店を対象に、感染防止対策のためのマスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費を補助します。（申請受付期間：令和2年9月18日～令和3年1月15日まで）

◆助成対象者（以下の全てを満たす事業者）

- 福岡県内の中堅・中小法人・個人事業者
- 飲食店として営業する飲食店事業者のうち、その事業が飲食店事業者及び接客業のみの事業であること
- 感染防止対策としてマスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に要した経費が10万円以上であること
- 以下に掲げる期間中の新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費の支出が認められること
 - ・経費発生期間：令和2年9月18日～令和3年1月15日
 - ・経費発生期間：令和2年9月18日～令和3年1月15日

◆助成額（1事業者あたり、5万円（総額助成額を有する事業者は10万円）まで助成）

対象となる支出額	助成額	必要書類
100,000円以上	10万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
90,000円～99,999円	9万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
80,000円～89,999円	8万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
70,000円～79,999円	7万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
60,000円～69,999円	6万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
50,000円～59,999円	5万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
40,000円～49,999円	4万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
30,000円～39,999円	3万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
20,000円～29,999円	2万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい

申請先窓口 福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局
〒810-0004 福岡県福岡市東区東区役所5階 505号室
TEL 0120-110-193
受付時間 9:00～17:00（12/29～1/3を除く、土日祝日も受付）

福岡県接待を伴う飲食店向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金のご案内

新型コロナウイルス感染防止対策を行う接待を伴う飲食店を対象に、感染防止対策のための空気清浄機やサーモグラフィカメラ、サーキュレーターなど、備品購入に係る経費を補助します。（申請受付期間：令和2年10月9日～令和3年1月15日まで）

◆助成対象者（以下の全てを満たす事業者）

- 福岡県内の中堅・中小法人・個人事業者
- 飲食店として営業する接待を伴う飲食店事業者のうち、その事業が接客業のみの事業であること
- 感染防止対策として空気清浄機、サーモグラフィカメラ、サーキュレーターなどの備品購入に要した経費が10万円以上であること
- 以下に掲げる期間中の新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費の支出が認められること
 - ・経費発生期間：令和2年10月9日～令和3年1月15日
 - ・経費発生期間：令和2年10月9日～令和3年1月15日

◆助成額

対象となる支出額	助成額	必要書類
100,000円以上	10万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
90,000円～99,999円	9万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
80,000円～89,999円	8万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
70,000円～79,999円	7万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
60,000円～69,999円	6万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
50,000円～59,999円	5万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
40,000円～49,999円	4万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
30,000円～39,999円	3万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい
20,000円～29,999円	2万円	① 領収書（領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい） ② 領収書が複数ある場合は、そのうち1枚を提出し、残りの領収書は提出しなくてもよい

申請先窓口 福岡県接待を伴う飲食店向け感染対策助成金事務局
〒810-0004 福岡県福岡市東区東区役所5階 505号室
TEL 0120-110-193
受付時間 9:00～17:00（12/29～1/3を除く、土日祝日も受付）

詳しい内容は福岡県庁のHPをご覧ください、
コールセンターへお問い合わせください。

詳しい内容は福岡県庁のHPをご覧ください、
左枠内のコールセンターへお問い合わせください。

～中小企業者・小規模事業者の固定資産税の減免について～

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、**事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。**

期間：令和2年2月～10月までの任意の**連続する3ヶ月間**の事業収入の対前年同期比減少率
減免率：**50%以上減少** 全額
30%以上50%未満 2分の1



※中小企業者・小規模事業者とは
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。
資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合
ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。
同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

芦屋町商工会 遠賀郡芦屋町中ノ浜 9-52
電話：093-222-2111
受付時間：9：00～17：15（平日のみ）

芦屋町障がい者差別解消条例について

ご存知ですか？芦屋町障がい者差別解消条例
芦屋町では、平成28年に施行された障がい者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合い、支え合いながら暮らせる町になることを目指して、平成31年3月にこの条例を制定しました。条例には町の責務のほか、事業所、町民の役割などが定められています。ひとり一人が障がいへの理解を深め、障がい者差別のないまちをつくりましょう。条例では、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定め、お互いに尊重し合い、共生社会の実現を目指しています。
詳しくは、下記のホームページをご参照ください。
「芦屋町障がい者差別解消条例リーフレット」

【問い合わせ】
芦屋町役場 福祉課
障がい者・生活支援係
TEL 223-3530
FAX 222-2010



～福岡県の最低賃金が改定！！～

令和2年10月1日から1時間842円に改定されました！
最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
最低賃金には精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
時間額842円未満の場合は、賃金額を引き上げる必要があります。月給制の場合は、月給を1箇月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

【お問い合わせ】
福岡県労働局労働基準部監督課賃金室（092-411-4578）
またはお近くの労働基準監督署



税理士による税の無料相談会開催のお知らせ

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。普段、気になっていることなどご相談されてみませんか。ご相談は無料です。お申込みは事前に商工会（☎222-2111 担当：甲斐）まで

◇日時：11月5日、13日、25日
12月4日、15日、25日
※時間はいずれも10時～16時です。
◇場所：芦屋町商工会館
◇講師：芦屋町商工会 専担税理士 澤田 一弘先生

